書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２１０７号
東京都江東区有明３丁目７番26号
清算株式会社　株式会社ピットアース
代表清算人　田中寿一郎
１　決定年月日　令和８年２月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田880番地の４
清算株式会社　株式会社オクトス
代表清算人　三宅　和惠
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０３１号
大阪府吹田市岸部南３丁目34番68号
清算株式会社　株式会社ＡＳＬ
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
新潟市中央区寄居町332番地18新潟シティビル３階
清算株式会社　株式会社猪子場管財
代表清算人　村山　雄亮
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
第２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
新潟地方裁判所民事部

別紙　協定債権額（議決権額）一覧

	債権者名	協定債権額
1	三条信用金庫（本成寺支店）	49,027,840
2	㈱日本政策金融公庫（さいたま支店）	23,938,311
3	新潟県信用保証協会（県央支店）	57,876,878
	合計	130,843,029